

平成27年度第1回石巻市総合教育会議

日 時：平成27年6月2日（火）

午後3時から午後4時30分まで

場 所：本庁舎4階 庁議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 総合教育会議について
- 4 協議・調整事項
 - (1) 石巻市総合教育会議運営要綱（案）について
 - (2) 教育等の振興に関する施策の大綱について
 - (3) その他
- 5 その他
- 6 閉 会

平成27年度第1回石巻市総合教育会議 出席者名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	市長	亀 山 紘	
2	教育委員長	阿 部 邦 英	
3	教育委員（委員長職務代行者）	津 嶋 ュ ウ	
4	教育委員	今 井 多 貴 子	
5	教育委員	窪 木 好 文	
6	教育委員（教育長）	境 直 彦	

石巻市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、石巻市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により総合教育会議を招集しようとするときは、開催日時、場所、会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

（議長）

第3条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、市長がその議長となる。

（会議の公開）

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定に該当する場合であって、市長及び教育委員会が合意したときは、非公開とすることができる。

（議事録）

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、議事のほか次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 説明のために出席した者の職及び氏名
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 議事録には、市長及び教育委員長又はあらかじめ市長が指名した教育委員1人が署名しなければならない。

3 市長は、前項の規定による署名の後、これを公表するものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を備え付けの用紙に記入し、職員の指示に従い会議の会場に入室しなければならない。

2 傍聴者の定員は、10人とする。ただし、議長が必要と認めた場合は、定員を超えて傍聴させることができる。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 会議の妨害になるおそれのある器物等を携帯している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真や動画を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、議長が会議に諮り、会議の出席者の了承を得たものについてはこの限りでない。
- (6) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 市長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、第4条ただし書の規定により非公開とした事案が審議される時、又は前条第2項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月 日から施行する。